

を代行する。

(部会)

第5条 委員会での審議に資するため、委員会の下に部会を置くことができる。

2 部会の設置等に関して必要な事項は、別に定める。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(監事の出席等)

第7条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会において必要と認める場合には、委員以外の専門的知識を有する者及び振興会役職員に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究事業部基金管理課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成21年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年規程第18号)

この規程は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年規程第27号)

この規程は、平成23年4月28日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項

平成 21 年 9 月 10 日
独立行政法人日本学術振興会
基金管理委員会決定

改正 平成 22 年 6 月 30 日

改正 平成 23 年 4 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に設置される、「学術研究助成基金」並びに「先端研究助成基金」及び「研究者海外派遣基金」（以下「基金」という。）について、独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程（以下「規程」という。）第 5 条に基づき、基金管理委員会に運用部会（以下「部会」という。）を設置し、組織及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全な金融機関の選定に関する事項
- (2) 安全かつ流動的な金融商品の選定に関する事項
- (3) その他基金運用に関する必要事項

(構成)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事 1 名
 - (2) 審議役
 - (3) 総務部長、国際事業部長、研究事業部長
 - (4) 主計課長、経理課長、研究者養成課長、海外派遣事業課長、基金管理課長、
研究助成第一課長、最先端研究助成課長
- 2 部会には、部会長を置き、理事をもって充てる。
- 3 部会長に事故ある時は、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。
- 4 部会長は、必要があると認める時は、専門的な知識を有する者及び振興会役職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(部会)

第 4 条 部会長は、構成員の過半数の出席がなければ、部会を開き、審議を行うことはできない。

2 部会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、研究事業部基金管理課が行う。

(その他)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は、部会において定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 6 月 30 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程

〔平成 21 年 11 月 27 日〕
規 程 第 2 6 号

（目的）

第 1 条 この規程は、先端研究助成基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基金の設置）

第 2 条 平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号）により交付される補助金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な研究資金の助成及びこれに附帯する業務を実施するため、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に基金を設置する。

2 基金の設置は、平成 21 年 11 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間とする。

（基金の業務）

第 3 条 基金は、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 号に掲げる業務のうち、法附則第 2 条の 2 第 1 項 1 号の業務に充てるものとする。

（基金の運用）

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

（委任）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

独立行政法人日本学術振興会における学術研究助成基金並びに
先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に関する取扱要項

〔平成 21 年 11 月 27 日〕
理 事 長 裁 定
改正 平成 22 年 6 月 30 日
改正 平成 23 年 4 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金設置規程（平成 23 年度規程第 26 号）第 5 条、独立行政法人日本学術振興会先端研究助成基金設置規程（平成 21 年度規程第 26 号）第 5 条、独立行政法人日本学術振興会研究者海外派遣基金設置規程（平成 21 年度規程第 27 号）第 5 条に基づく学術研究助成基金並びに先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

(運用の原則)

第 2 条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
- (2) 運用は事業の執行に支障のない範囲で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(運用方法)

第 3 条 基金の運用に当たっては、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号。）第 18 条第 3 項及び附則第 2 条の 2 第 3 項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な運用を行うことができるものとする。
- 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第 4 条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2 社以上において長期債務の評価が A 以上である金融機関とする。
- 3 引合いに際しては、金融機関に対して運用しようとする額、運用期間等を提示するも

のとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(運用責任者等)

第8条 運用責任者は、理事長とする。

2 運用業務は審議役(基金担当)が行うものとし、この業務に係る事務は基金管理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、独立行政法人日本学術振興会会計規程(平成15年度規程第6号。以下「会計規程」という。)第6条に規定する出納役の命令に基づき、会計規程第7条に規定する出納主任が行う。

2 基金管理課長は、預金の預入先又は債券の購入先が決定したときは速やかに出納主任に報告するものとする。

(運用先の監視・情報収集)

第10条 出納主任及び基金管理課長は、次の各号により、運用先金融機関等の経営状況の監視等を行うものとする。

- (1) 運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うものとする。
- (2) 運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、審議役(基金担当)は直ちに理事

長及び出納役に報告しなければならない。

(運用実績の報告)

第12条 審議役（基金担当）は、運用実績を定期的に、また必要に応じ、理事長及び基金管理委員会に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行する。

先端研究助成基金助成金（最先端研究開発支援プログラム） 取扱要領

（平成 22 年 3 月 10 日規程第 2 号）

改正 平成 22 年 4 月 1 日規程第 14 号

改正 平成 22 年 12 月 22 日規程第 27 号

（通則）

第 1 条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う最先端研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、先端研究助成基金補助金交付要綱（平成 21 年 11 月 25 日文部科学大臣裁定）及び最先端研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針（平成 22 年 3 月 10 日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この取扱要領は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成 15 年規程第 1 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、振興会から交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（助成金の交付の対象等）

第 3 条 この助成金の交付の対象となる事業は、総合科学技術会議が最先端研究開発支援プログラムとして決定し、運用方針に示された研究開発及び当該研究開発の支援を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 助成対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。

3 補助事業の期間は、運用方針に基づき振興会が決定した期間とする。

（定義）

第 4 条 この取扱要領において「研究支援担当機関」とは、助成金の交付対象となる事業において、適正化法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等として、補助事業のすべてに責任を有するもので、中心研究者（助成金の交付対象となる研究開発全体を指揮・統括する研究者）が指名した機関をいう。

2 この取扱要領において「共同事業機関」とは、助成金の交付対象となる事業において、適正化法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等として、研究支援担当機関と共同で研究開発若しくは当該研究開発の支援又はその両方を実施する機関をいう。

3 この取扱要領において「補助事業者」とは、研究支援担当機関及び共同事業機関を

いう。

- 4 この取扱要領において「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。

(交付予定額の通知)

- 第5条 振興会は、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額(以下「交付予定額」という。)を定め、その者に対し交付予定額を通知するものとする。

(交付申請)

- 第6条 振興会に対して助成金の交付を申請することができる者は、研究支援担当機関とする。

- 2 助成金の交付の申請をしようとする者は、申請額を研究開発事業経費、研究開発支援システム改革経費、研究環境改善等経費に区分し、振興会の定める期日までに、別に定める様式により交付申請書を提出しなければならない。

- 3 研究支援担当機関は、前項に規定する助成金の交付の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定)

- 第7条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

- 3 振興会は、前項の交付の決定を行うにあたっては、前条第3項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

- 4 振興会は、助成金の交付の条件(以下「交付条件」という。)として、必要な事項について定めるものとする。

- 5 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を研究支援担当機関に通知するものとする。

- 6 助成金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の交付申請書が振興会に到達してから30日とする。